

第3回 配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会 議事次第

〔日時：令和6年3月27日（水）14:00～〕
〔場所：農林水産省畜産局第1会議室〕

1 開 会

2 議 事

- （1）配合飼料価格安定制度に関する基金団体からの意見
- （2）論点整理及び意見交換
- （3）その他

3 閉 会

第3回 配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会

配付資料一覧

資料1 配合飼料価格安定制度に関する各基金のスタンス

資料2 (一社) 全国配合飼料供給安定基金 提出資料

資料3 (一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金 提出資料

(参考資料)

- ・ 第2回検討会議事要旨

配合飼料価格安定制度に関する各基金のスタンス

資料1

主な論点	全農基金	畜産基金	全日基
①通常基金と異常基金の構造	通常・異常補填の2階建ての骨格は効果的で優れたもので重要と考えるため維持が必要	- 通常基金と異常基金の一本化 - さらに、畜種別の交付基準を設定	- 通常基金と異常基金の一本化 ①二階建てから平屋の間仕切り方式へ ②異常基金を廃止し、安定機構を通じて新基金に国費補助
②異常基金の発動基準緩和・国費負担の増加	異常補填をはじめとして、状況に合わせ国費による特例対応等の発動を希望	- 通常基金における民間借入れの負担軽減を含め、異常補填金の発動基準を引下げ - さらに、異常基金は国費負担による交付財源のみ	- 急激な価格上昇に対応した補填上限の特例を新設 ①特例として補填上限を引き上げる（基準輸入原料価格の3割まで） ②特例補填金は国庫から拠出 (注) 異常補填は廃止するため、新たな補填における国庫負担による特例措置を記載
③積立金の負担	手厚く財源を作るため引き続き生産者、生産者団体がともに負担	- 通常補填積立金は、加入生産者のみの積立金とする - 異常補填積立金は、国費のみの積立金とする	- 補填金及び積立金にかかる民間負担の軽減 ①民間の補填負担の軽減 (現状) 民間8：国2 ⇔ 民間6：国4 ②民間の積立単価（必要額ベース）の引き下げ (現状の7割水準) - 最終的には、国と受益者（生産者）による補填制度とすべき。
④財源の範囲で払い切り（借入による財源確保）	- 必要に応じて借入を実施 - 借入の判断は、過去の返済実績等を考慮	- 払い切りとする - ただし、通常補填財源が不足する場合、その後年度内に積み立てられる通常補填積立金総額（見込み）の範囲内で、理事会の決議により借入れ	①補填上限の設定、②分割補填、③払い切りを組み合わせることで、借入金に依存した補填を抑止
⑤上限補填単価の設定	設定せず、満額補填を行う	「通常補填積立金単価の●倍まで」や「四半期配合飼料改定額まで」などの上限を設定	- 補填水準に上限を設定 - 補填の上限は、原則、基準輸入原料価格の2割に設定
⑥最小補填単価の引上げ	現状維持	- 年度ごとの生産者積立金の単価を、最小補填単価として設定 <補足> ① 当単価の引き上げ改定を早期に実施し、通常補填財源の早期回復に繋げる。	最小補填単価を現状の250円/トンから500円/トンに引上げ

配合飼料価格安定制度に関する各基金のスタンス

主な論点	全農基金	畜産基金	全日基
⑦通常基金財源の保有水準	増やすべきであり、基本契約期間末の繰越財源の上限は撤廃するか、過去の借入最大額を目安に設定	約2年分の通常補填財源残高をもっても令和4年度に枯渇したことから、基本契約期間末の残高は年間積立額の2年分を目標に設定	年間積立額の1～2年分程度の水準を基本とするが、2年分程度の財源を保持しておくことが望ましい
⑧補填単価の判明の早期化 （現状では対象四半期の翌月に単価が判明する日程の早期化を図る。生産者の資金繰りに対し予見性が高まる）	- 早期化すべき - 配合飼料改定額から計算する以前の手法が簡明、原料相場や為替相場も材料になりうる	配合飼料価格改定時に補填金交付の有無及び交付単価が判明する方式へ見直すべき	貿易統計データの前倒し利用により、補填単価の判明及び補填金交付を早期化（2か月程度）
⑨通常補填3基金団体の統合	積立や補填の考え方に違いがあると統合は困難	基金間格差是正や管理費の削減のため、安定機構を軸に統合	基金事務の効率化及びコスト低減のため統合が必要
⑩事務システムの共通化 （現状、各基金がそれぞれ専用のシステムを構築し、運営）	現行システムは全国のJAで使われており、操作の変更や契約の方法、様式の変更への対応は困難	畜産基金のシステム化は、膨大な費用が生じるため、現在の運営においては不可	基金業務効率化は喫緊の課題、3基金統合は必要
⑪その他	- 通常基金の運用と異常基金の積立について各基金がそれぞれ計画的に判断できるように見直し - 時代に合わせた契約や事務処理の合理化を検討 押印廃止 書類の電子化（郵送の廃止） 電子端末での契約	—	- 配合飼料価格の引上げに対する激変緩和という制度の根幹を堅持すべき - 手書伝票廃止等可能な省力化を図るべき

配合飼料安定基金

概要と現在の情勢を解説

知って
おきたい!!



飼料高騰時に畜産経営への影響を緩和するための「配合飼料安定基金」の基本と、現在の情勢について「くみあい配合飼料」の例をもとに分かりやすく説明します。

通常基金のみでは対応が困難なほど飼料が大幅に値上がりした際に、通常基金とあわせて補てん金を交付するのが「異常基金」です。この基金の財源は国と全農が1:1で積み立てており、配合飼料供給安定機構が管理しています。

大幅値上がり時には
異常基金がサポート

契約の締結

配合飼料安定基金は4年を1つの事業単位としています。積立金を納め、補てん金を受け取るという基本の流れ

配合飼料安定基金に加入できる生産者

●営利目的で継続的に家畜を飼育しており、飼料原料価格の変動リスクを負い畜産経営を業として営んでいる者（学校や研究所、試験場などは対象外）。

●下記の家畜全て、または一部について常時飼養している者。

採卵鶏 100羽以上 肉用鶏 500羽以上 乳用牛 1頭以上
肉用牛 1頭以上 肥育豚 5頭以上 種豚 2頭以上
うずら 1,000羽以上 その他 特畜種（基金が認めた家畜で、別途書類が必要）

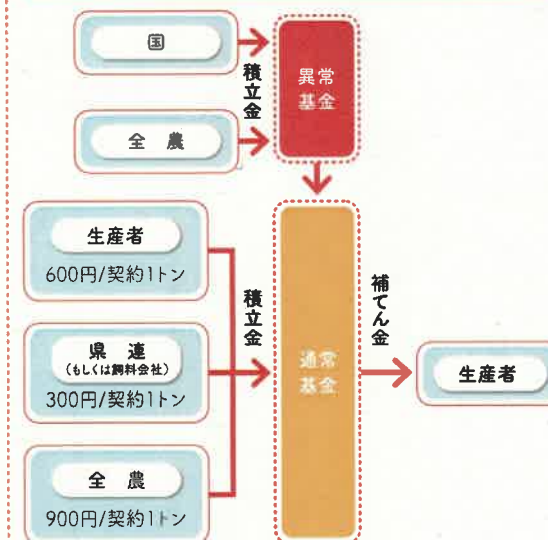


について、基本契約を4年ごとに結びます。その上で毎年「数量契約書」を結びます。「数量契約書」には、「畜産物販売証明（販売伝票の写し等）」

制度 の 目的

配合飼料の値上がり時に補てん「配合飼料安定基金」とは、生産者と飼料メーカー（全農と、県連もしくは飼料会社）が定期的に積み立てた財源と、国からの財源を合わせた補てん財源を使って、配合飼料の価格が大きく値上がりした時に生産者に補てん金を交付する制度です。

基金の仕組み



※上の図は全農基金の例です。積立金の単価は令和4年度の全農基金の単価です。

積立金の納付

を添付し、四半期ごとの飼料の購入予定数量（毎年の実態に合わせる）を記入する必要があります。この数字は「契約数量」と呼ばれ、補てん金の計算などに必要となります。契約はJAと締結します。締結の締め切りについては、基金や地域によって取りまとめの時期が異なるため、様式や締結先とあわせて配合飼料の営業担当者に確認しましょう。

4月、6月、9月、12月の月末が積立金の納付時期にあたります。

令和4年度的全農基金では、契約数量をもとに、生産者は1トンあたり600円を積み立てます。県連と全農の積立は合わせて1トンあたり600円、1200円の範囲と決まっておりますが、現在は補てん財源が少ないので上限の1200円で積み立てています。※単価は毎年見直されます。詳細は担当者確認ください。

全農基金積立金の納付フロー（令和5年度）



通常基金には、飼料メーカーごとに3つの組織があります。そのうちの1つ「全農基金」は、全国の総合農協が供給する「くみあい配合飼料」を取り扱う全農系の基金です。2つ目の「畜産基金」は、全国酪農協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会が供給する配合飼料の安定基金。3つ目の「商系基金（全日基）」は、そのほか多くの商社



補てん金額の計算から交付まで



「補てん単価」の決め方

補てん単価は当該の四半期の翌月末に決まります。(4～6月期の補てん金単価は7月末に決定)計算方法は、以下の通りです。

輸入5原料(とうもろこし、マイロ、大豆、大麦、小麦)の通関統計をまとめて、当該の四半期の加重平均価格と、その四半期を含まない直近4四半期(11年間)の加重平均価格を比べて、当該四半期の加重平均価格のほうが高ければ、その差が補てん単価の上限となります。特別な事情がなければ補てんは上限の単価で行い、補てん単価は50円単位で切り捨てます。ただし、単価が250円未満の場合は補てんを行いません。

補てんは、「通常基金」からの「通常補てん」が優先して交付されます。値上りの幅が大きく、当該四半期の加重平均価格が直近4四半期の加重平均価格と比べて115%を超えて高騰した時は、その部分は「異常基金」からの「異常補てん」が交付されます。(補てん単価の内訳として「通常補てん」と「異常補てん」があります。「異常補てん」は補てん単価に上乗せされるものではないので、ご注意ください。)

「補てん対象数量」の決め方

当該の四半期に実際に出荷された数量と、その四半期の契約数量を比べて、少ないほうを「補てん対象数量」とします。配合飼料のうち穀類、糖類、植物性油

かす、動物性飼料の4区分の原料が50%を超えている飼料(原材料が3種類以下の飼料は除く)が、基金の対象です。代用乳(脱脂粉乳及びホエイパウダーを主原料とする)や乳製品が50%を超えるもの、混合飼料(2種混合)、糖蜜飼料(糖蜜混合)、単味飼料と養魚飼料などは安定基金の対象外です。TMR(完全混合飼料)は数量の全部が補てん対象になる場合と、一部しか補てん対象にならない場合があります。対象外の製品リストがあるので確認が必要です。もちろん、畜産やヒナ、薬品なども対象外です。

「補てん金額」の計算

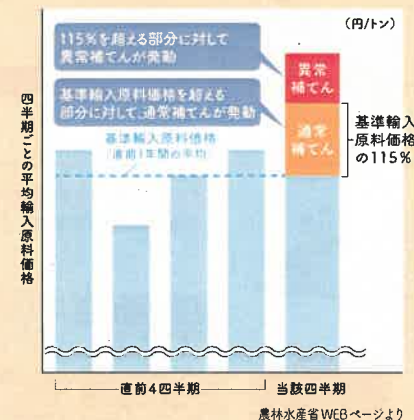
「補てん単価」と「補てん対象数量」を掛け合わせた金額が「補てん金額」になります。「補てん単価」のほうが決まるため、当該四半期の翌月末に「補てん金額」が決まります。

基金対象にならない飼料は、その分の契約数量を減らしておくことで、補てん金額の節約になります。



配合飼料価格安定制度の主な補てん発動条件

- 平均輸入原料価格が基準輸入原料価格を超える場合に、上回った額の補てんが発動。
- さらに平均輸入原料価格が基準輸入原料価格の115%を超える場合に、上回った額の異常補てんが発動。



数量変更について

数量契約書の記入時に「予期していなかった廃業」の場合、安定基金の契約解除が認められます。しかし、規模拡大・縮小や、給与形態の変更による使用数量の増減、飼料メーカーの変更による契約解除は認められません。災害や疾病などによる特例的な措置は相談が必要です。積立金の請求を取り消す事務処理には時間を要しますので、数量変更の手続きは配合飼料の営業担当者と相談の上、解約する四半期の前々月までに行いましょう。

四半期の流れ

(7～9月期を事例とした場合)

補てん金交付の前に契約数量変更・積立金納付・飼料の購入があります。補てんが連続すると、これが3カ月ずつずれて発生することになります。



借入による「通常補てん」

令和3年度から現在に至るまで、配合飼料価格の高騰により高額の補てんが続いています。生産者とメーカーの積立金だけでは「通常基金」の補てん財源が不足するので、3つの基金とも配合飼料供給安定機構から資金を借り入れて補てんしています。

借入入れた資金の返済は令和6年以降の積立金の一部から行います。補てん金は過去の積立金を使っていますが、借入による補てんは将来の積立金も使って補てんをしている状態とご理解ください。平成19年度、平成25年度にも同様の借入補てんによって高額の補てんを行い、その後の返済を無事に完了しています。今回も同様に、生産者の皆さまにご負担をおかけすることのないよう進めています。

また、返済を円滑に行うため、令和5年度以降の安定基金の継続契約の取り組みを行っています。令和5年度以降の基金契約数量を令和4年度の80%を超える数量にすること(ただし規模縮小などの合理的な理由がある場合は例外)を基本

令和5年度の「緊急補てん」

とし、契約数量を20%以上減らす場合は、減少割合に応じて借入部分に相当する補てん金の一部を返納いただくか、もしくは、返納するまで令和6年度以降の基金契約をしないといった選択をお願いすることとしています。

令和5年度4～6月期から「緊急補てん制度(新たな特例)」が始まります。これはP44の「補てん単価の決め方」でふれた補てん基準輸入原料価格の計算を直近10四半期(112.5年間)に延長して、補てんが出やすくなるように、補てん財源に国の財源を活用する制度です。

こちらは3つの基金団体ごとに対応が異なる可能性があるほか、年度途中にルールが追加される可能性があります。最新の情報をそれぞれの基金団体の担当者にご確認ください。

基金団体による差に注意

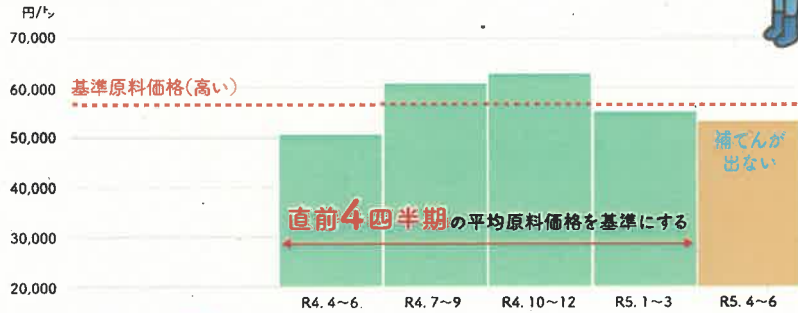
現在、補てん金の交付方法が基金団体によって異なっています。全農基金と畜

最後に 本制度は、配合飼料の価格変動が畜産生産者の経営に与える影響を緩和するために作られ、現在も畜産生産者の多くが活用する制度です。全農基金は生産者の資金繰り支援を最優先に考え、全国のJAや県連と連携した制度運用を行っています。全農の配合飼料安定基金は、今後もJAグループが行う生産者支援の一環として制度の運用に最善を尽くしてまいります。

産基金は「通常補てん」を従来の通りの時期に交付しています。商系基金は通常補てんを従来のように一度に交付せず、分割して交付することとしています。基金団体によって通常補てん財源の状況に差があり、借入や返済の流れなど運用のルールも基金ごとに異なっています。詳しくは、それぞれの基金団体の担当者にご確認ください。

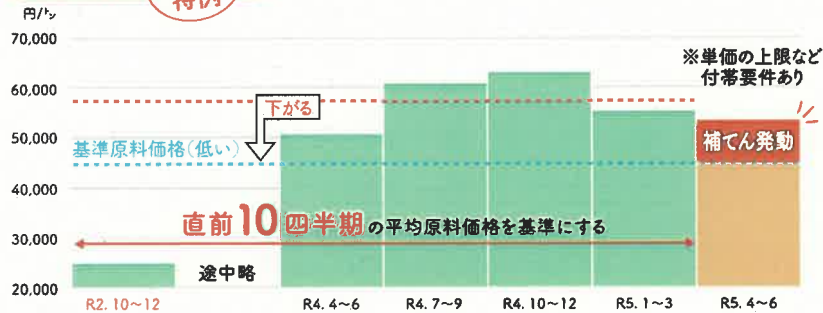
緊急補てん（新たな特例）の単価の決め方について

従来の補てん



緊急補てん

新たな特例



補てん単価は当該四半期の輸入原料価格を過去2.5年間（10四半期）の平均輸入原料価格と比較して計算します。飼料価格が高騰する前の時期も基準に含まれるので補てんが出やすくなります。

ただし補てん単価は直前の四半期の補てん単価の3/4を上限とします。

※令和5年1~3月期の補てん単価は9,450円/トとして計算します。

緊急補てんを行う条件について

緊急補てんは飼料価格の高止まり時の激変緩和制度のため、発動の条件があります。

- 緊急補てんの最初の四半期は、直前まで8四半期連続で補てんが出ていること。
- 従来からの原則により異常補てんが発動する場合、輸入原料価格が大きく（10%超）下がる場合は、緊急補てんは行いません。
- 緊急補てんの連続実施は原則として最大3四半期までとします。
- 各四半期の緊急補てん単価は、各四半期の翌月の安定基金理事会で決定します。

※補てん金の交付手続きに関しては、従来の配合飼料価格安定制度と同様です。

補てんの財源について

緊急補てん財源は通常補てんにより60%、全額国費により40%を負担します。なお、安定基金の財源が不足する場合は借入による補てんを検討します。

ご契約の生産者の皆さまにおかれましては、引き続きご理解をお願い申し上げます。

配合飼料安定基金の緊急補てん制度（新たな特例）がスタートします

令和4年度は、生産コスト削減や飼料自給率向上に取り組む生産者に対し特別交付金（10~12月期6,750円/ト、1~3月期8,500円/ト）を交付しました。

令和5年度は配合飼料価格の高止まりに対応し、国と安定基金が協力して生産者負担の急激な上昇を抑える緊急補てん制度を開始します。

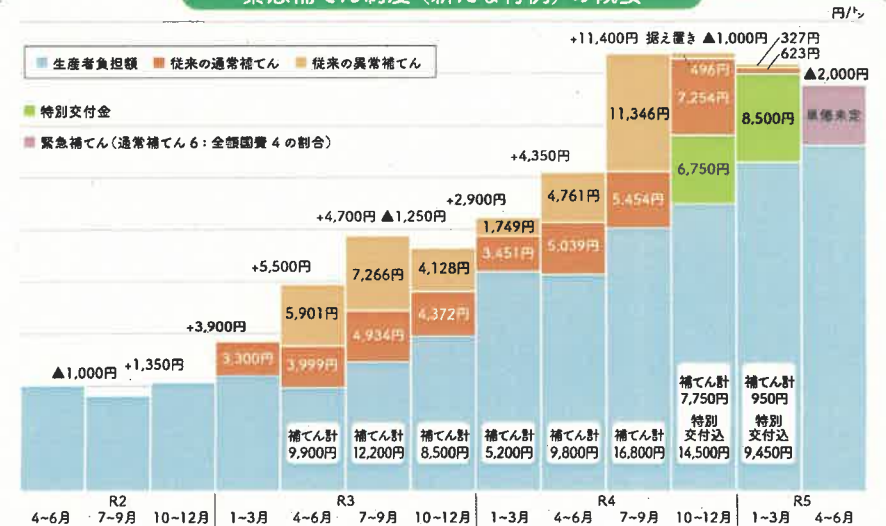
従来は過去1年間の平均原料価格をもとに補てん単価を決めていましたが、一定の条件を満たす場合に、過去2.5年間の平均原料価格をもとに補てんを行うことができます。これにより、従来よりも配合飼料安定基金の補てん金が出やすくなります。

※ただし、補てん単価は直前四半期の補てん単価の3/4を上限とします。

上限は直前四半期
3/4!

補てん財源は、生産者とJAグループの積立金のほかに国費が加算され、従来の補てんより手厚い補てん財源が確保されています。

緊急補てん制度（新たな特例）の概要



1~3月期は補てん金（950円/ト）と国の特別対策（8,500円/ト）の合計9,450円/トが交付されましたが、これまでのルールでは4~6月期は補てん金の交付がない見通し（※）です。

そこで4~6月期以降の生産者負担の急激な上昇を抑えるため、緊急補てん制度（新たな特例）を開始します。

※令和5年5月末時点の全農による見通し

令和6年度 全農の配合飼料安定基金についてのお知らせ

積立金の引き上げにご理解をお願い申し上げます

生産者積立単価は **ご契約1トン当たり600円から800円に**
JAグループ積立金を含めた **合計単価は1,800円から2,400円に**

※令和6年1月末開催(一社)全国配合飼料供給安定基金理事会にて付議予定

令和2年度に始まった配合飼料価格の上昇にともない、これまで12四半期連続で配合飼料安定基金の補てんが発動しました。この間、積立金を大きく上回る高額な補てん金を支出するため、令和4年度、5年度は補てん財源の借り入れを行ったほか、国費による特別交付を行い、新ルールに基づく緊急補てんを行いました。

また、全農の配合飼料安定基金では、生産者の経営支援を目的にルール通りの補てん金を速やかに生産者の皆様にお届けすることに取り組んでまいりました。

全農の配合飼料安定基金は、国際情勢や為替相場が飼料価格に大きく影響するなか、令和6年から始まる借入財源の返済を行いつつ、十分な補てん財源を確保するため、**生産者とJAグループの積立金をともに引き上げることといたしました。**

全農の配合飼料安定基金は、引き続き生産者の皆様の資金繰りに役立つ経営支援制度となるよう運用に努めてまいります。

ご理解をたまわりますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

積立金と補てん金の構成について

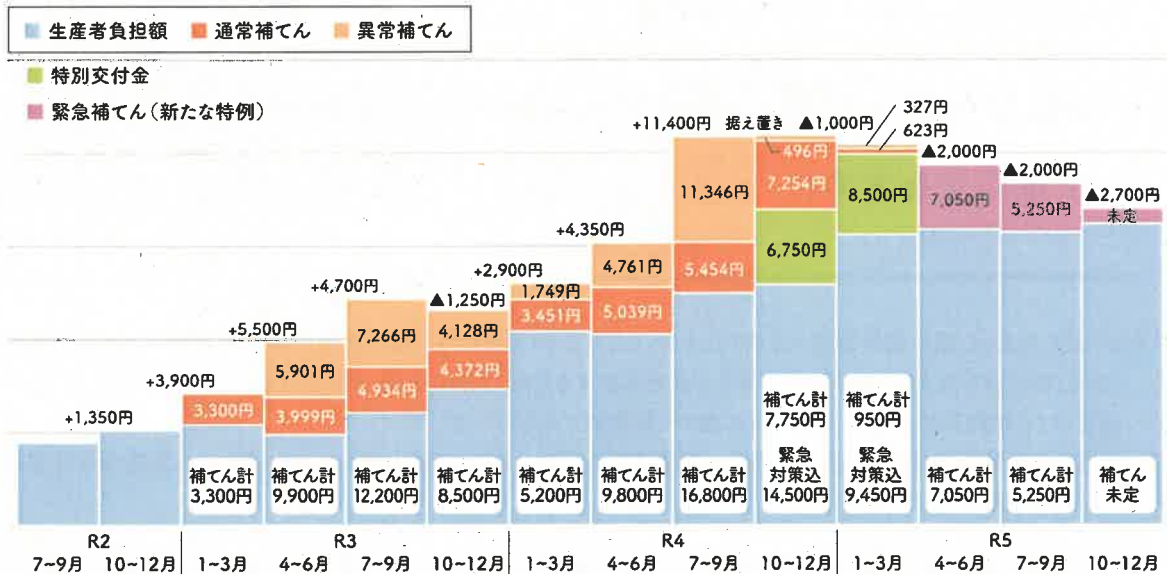


生産者とJAグループの積立金をともに引き上げるにより、令和4、5年度に行った借入の返済を行いつつ、生産者の積立金に対してこれまでと同様に補てん財源を確保することができます。

積立金の変更にかかわるQ&A

Q1 これまでどのような補てんが行われたのでしょうか。

A1 以下のとおり、12四半期連続で補てんを行いました。令和4年度7～9月期と10～12月期、令和5年度4～6月期、7～9月期は借入財源で補てんしました。



Q2 借り入れた財源の返済はどのように行うのでしょうか。

A2 積立金の一部を返済に回します。令和6年から6年間かけて返済する予定です。財源を借り入れた時期によって返済時期が異なるため、飼料トン当たりで計算すると令和6年は積立金のうち約400円/トン、令和7年～10年は約500円/トン、令和11年は約100円/トンを返済に回す予定です。

Q3 なぜ積立金を引き上げるのでしょうか。

A3 配合飼料価格は産地の天候や世界の穀物需要の影響により常に変化しています。長引くウクライナ侵攻や円安の影響で飼料価格は上昇を続けてきました。今後も中東情勢など様々な環境変化が予想されるなか、配合飼料安定基金は借入金の返済を行いながら今後も十分な補てん財源を確保する必要があると考え積立金の引き上げを行うことが必要となりました。

Q4 生産者積立の単価は、どのような意味で800円にするのでしょうか。

A4 令和5年度は、生産者の積立600円にJAグループの積立1,200円を上乗せした合計1,800円の財源に、さらに借入財源を加えて補てんを行いました。令和6年度からは、生産者の積立を600円から800円に、JAグループの積立を1,200円から1,600円に引き上げ、合計2,400円とします。そしてこのうち約400円で借入金を返済し、2,000円が補てん財源になります。これによって令和5年度の運用実態に近い、生産者積立に1,200円を上乗せした財源で補てんを行うことができるようになります。

配合飼料安定基金制度への引き続きのご理解をよろしくお願い申し上げます。

配合飼料価格差補てん制度にかかる新たな展開方向 (政策提案 2024)

2024 年 2 月

(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金
(全日基)

(注) 政策提案 2024 の本編は、(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金 (全日基) のホームページに掲載しております。

○ 見直しのポイント（7つの課題と方策方向）

課題 1. 通常補てんと異常補てんの一本化（スリム化）

- ・ 二階建てから平屋の間仕切り方式へ。
- ・ 補てん金の負担割合を民間 6 割、国庫 4 割とする。
- ・ 異常基金を廃止するとともに安定機構に新たな国庫基金を創設する。

課題 2. 補てん額の上限・下限の設定

短期間で的高額な補てん発動により、補てん財源が枯渇するのを避けるため、補てん水準に一定の上限を設ける。

また、補てん業務の円滑化のため、少額補てんの下限額を見直す。

- ・ 補てんの上限を、原則、基準輸入原料価格の 2 割とする。
- ・ 補てんの下限を、現状の 250 円/トンから 500 円/トンに引き上げる。

課題 3. 急激な価格上昇に対応した補てん上限の特例

- ・ 特例として補てん上限を基準輸入原料価格の 3 割に引き上げる。
- ・ 発動要件（価格水準、対象期間等）は別途設定する。
- ・ 特例による補てん財源は国庫基金から拠出する。

課題 4. 分割補てんの導入による柔軟な財源運用

- ・ 分割補てんにより限られた補てん財源の柔軟かつ効果的な利用を目指す。
- ・ 補てん期間の延伸により、生産者支援の充実を図る。

課題 5. 「基本」と「特別」の二本立てによる積立方式の導入

- ・ 加入者及び飼料メーカーの積立金については、ともに年度当初設定の「基本積立金」と期中改定可能な「特別積立金」の二本立て方式とする。

課題 6. 補てん発動の早期判明にかかる仕組みの導入

- ・ データの前倒し利用により補てん判明及び補てん金交付の時期を早める。
（公表▲3 カ月、補てん交付▲2 カ月）

課題 7. 三基金の統合と安定機構への編入

- ・ 三基金、親団体、国、安定機構の関係者による「協議会」の立ち上げ。

○ 期待される効果

効果 1. 通常補てんと異常補てんの一本化による補てん機能のスリム化と負担の公平化

- ① 補てん金にかかる過重な民間負担の軽減
(現状) 民間 8 : 国 2 ⇒ (当面) 民間 6 : 国 4
- ② 民間の積立単価 (必要額ベース) の引き下げ (現状の 7 割水準)

効果 2. 補てん額の上・下限の設定による補てん財源の安定化と業務の効率化

合理的な補てん水準を確保することにより、補てん額総額ベースで現状の約 8 割、補てん単価ベースで現状の約 9 割を見込む。
(注：試算値は効果 3.の特例を含まないケースを想定)

効果 3. 急激な価格高騰に対応したセフティ機能の付与

国の財源による追加補てんにより、急激な価格高騰に伴う経営不安を回避し、加入者の規模縮小や離農を抑制する。

効果 4. 分割補てんの機動的な実施による補てん財源の安定化

- ① 補てん財源の効率的な運用、借入額の軽減または抑止が期待される。
- ② 補てん期間の延伸 (2~3 四半期) により生産者への支援が継続される。

全日基は、令和 4 年度及び 5 年度において借入金による補てん交付を行ったが、分割補てんの実施により借入額を一括補てんの場合に比べ約 3 割削減し、結果的に加入者等の返済負担を軽減した。

効果 5. 借入金による補てん金支払いの抑止

補てん上限の設定、分割補てんの実施、払い切りの実施を効果的に組合せることで、これまでのような借入金に依存した補てんを抑止できる。

効果 6. 補てん発動額の早期判明による的確な経営計画の策定

飼料の価格改定に伴う収支、資金運用等の経営見通しを立てやすくする。

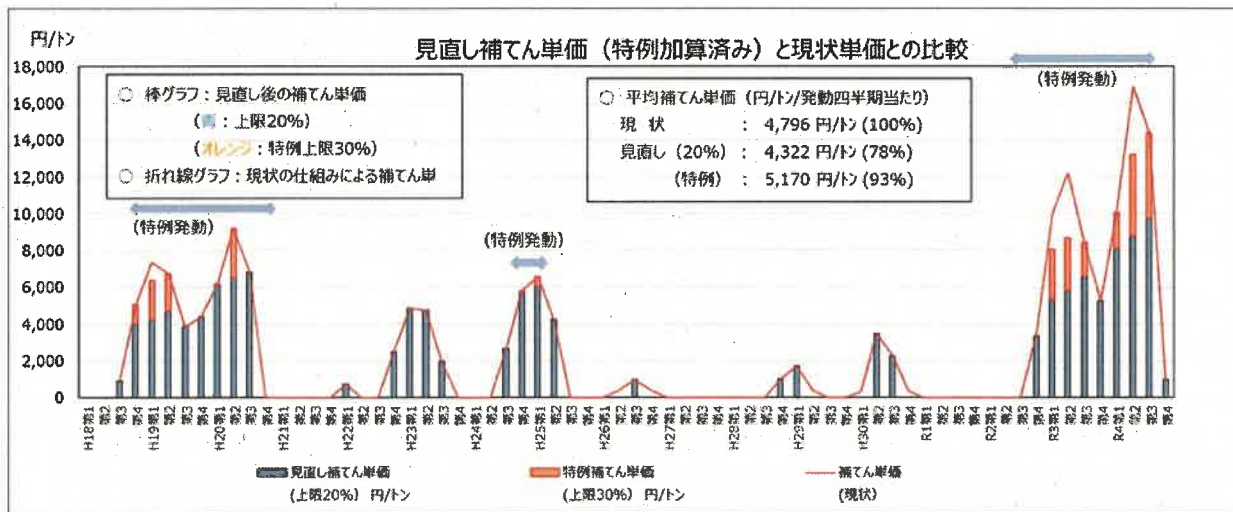
効果 7. 三基金の統合による制度コストの低減等

安定機構への編入により重複コストの削減が可能となるほか、分かりやすい制度運営、加入者モビリティの充実、個別規制の抑制が可能となる。

(参考)

1. 通常補てんと異常補てんの一本化（スリム化）

- ・ 通常補てんと異常補てんの仕組みを一本化し、補てん金の負担割合を民間 6 割、国庫 4 割とします。
- ・ 補てん財源が枯渇するのを避けるため、補てん水準に一定の上限（基準価格の 2 割まで）を設けます。
- ・ 急激な価格上昇に対応した補てん上限の特例（基準価格の 3 割まで）を設け、国庫から補てんします。



2. 補てん発動の早期判明・早期支払いにかかる仕組みの導入

- ・ データの前倒し利用により、補てん判明及び補てん金交付の時期を早める（2 か月）ことが可能となり、的確かつタイムリーな経営計画の策定に貢献します。

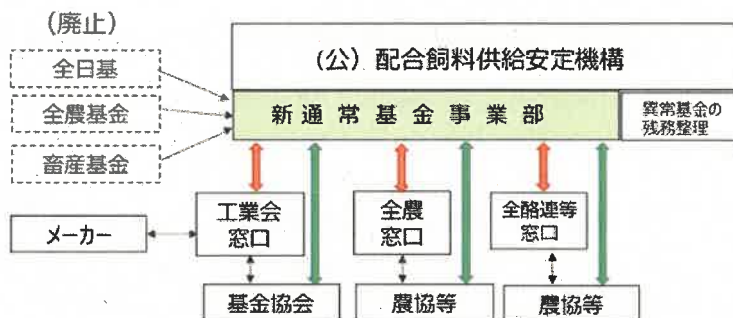
○ 2か月前倒し方式にかかる諸元（第1四半期（4～6月期）の場合）

項目	見直し案	現行	前倒し・短縮
補てん限度額の公表時期	4月後半	7月半ば	▲2～3か月
補てん金の支払い	6月中	8月半ば	（▲2か月）

注：補てん金支払いの前倒し（短縮）の（▲2か月）は見直し案を6月中旬とした場合の月数

3. 三基金の統合による制度コストの低減等

- ・ 三基金の安定機構への編入により、重複コストの削減、分かりやすい制度運営、加入者モビリティの充実等の可能性が拡大します。



配合飼料価格制度のあり方に関する検討会（第2回） 議事要旨

1 開催日時：令和6年3月11日（月）14：00～16：20

2 場 所：農林水産省第2特別会議室

3 出席者：別紙「出席者一覧」のとおり

4 議事及びその要旨

（1）生産者団体からの制度に対する意見

（全国農業協同組合中央会）多くの経営体が制度による補填、緊急補填や特別対策で危機を乗り越えた。補填金額の大きさは、制度が生産基盤の維持に貢献した証左。農家戸数が減少する中、国産畜産物を将来にわたって供給するためにも生産基盤の維持・強化が必要。制度に対し生産現場からは評価の声があり、制度の維持を望んでいる。配合飼料は原料を海外に依存しており、急騰がいつ起こるかわからず、引き続き制度の激変緩和の仕組みの堅持が必要。生産者と飼料メーカーが積み立て、必要であれば借入も行って現行の対応を実施すべき。

（中央酪農会議）借入れを含めた各基金の対応や国による緊急支援はありがたいが、1,200億円以上の借入金を返しながらか制度を維持することは大変。一方で、世界の穀物生産や、1ドル150円を超えるような円安の状況を考えると、将来的に配合飼料価格が下がる可能性があるのか懸念。制度を保持しつつ、食料の安全保障や、地域の維持のために国が所得補償のような形で第一次産業に補填すべき。

（全国肉牛事業協同組合）制度は継続してほしい。組合員からは満額補填を求める声だけでなく、補填の時期と返済の時期にずれが生じるため借金をしないように求める声もある。通常補填では3基金が類似の事業を行っているが、スリム化してほしい。仮に基金によって補填の方法が変わる場合には、生産者が基金間の移動を円滑に行えるよう検討願いたい。

（日本養豚協会）畜産農家にとって良い制度。前回の高騰時では借金を10年かけて返済したが、その間に養豚農家は半減。現在でも減少。金を受け取って廃業する人がいる中で、借金に残った人が返すという構造的問題に対応できていない。畜産物の価格転嫁も含めてやってほしい。4～5年かけて検討してもよいのではないかな。また、通常補填と異常補填、3基金団体を統合して簡素化してほしい。

（日本養豚事業協同組合）制度によって多くの農家が救われたが、補填金を受け取ってから廃業する人もおり、無理な補填を行うため借入れし、その返済を次世代に回す形。頑張った人が報われる仕組みになっていない。価格高騰局面では経営体質の強化が本来の対応であり、制度はそれを前提に激変緩和を行うものであるはず。補填は生産者が将来返済するものであり、飼料メーカー負担分は飼料価格に上乗せして返済される。コストダウン等の経営努力の足枷になってはならない。1,200億円の返済をしつつ次の高騰に向けて積増しもするという厳しい状況。

（日本養鶏協会）制度は激変緩和対策として機能し、助けられたが、高止まりが長期化するのとは想定外。制度疲労がある。借入してまでの補填は望まず、財源がなくなれば補填は打ち切りでよいとの声もある。基金の借金は隠れ債務になっていることを懸念。

昨年は卵価が高く、予期せぬ形で黒字を確保できたが、納税に際してはキャッシュの準備に苦労した。生産や畜産物相場に連動した補填制度は作れないだろうかという声もある。

（日本食鳥協会）肉用鶏の1経営当たりの補填額は推計で約4,400万円と非常にありがたい制度。肉用鶏には収入保険はあるがコスト増には対応できず、制度しかセーフティネットが

ない。制度に異を唱えるところはないが、辞めていく人の借金を誰が払うかという問題は考える必要。

（中央畜産会）補填に 5,700 億円超という巨額を費やしたが、激変緩和のための制度であり、その間に生産性向上や価格転嫁を行うことが基本。畜種別の経営安定対策と両輪で考えることも必要。大家畜は、国産飼料基盤に立脚した経営の確立も必要。

全農基金は補填を重視する一方、全日基は財源の範囲内での補填、と意見が異なる。基金毎に裁量を持たせ、自由度を高めるのも重要。生産者が各々の経営に応じて契約する基金を選択することで、経営感覚の向上にも寄与するような措置を考えるべき。コスト低減対策などの前向きな支援も重要。

（２）意見交換（基金団体から生産者団体に対して質問）

【質問】（全国畜産配合飼料価格安定基金）基金団体は事業内容がほぼ同じでありながら、配合飼料の購入先で３つに分かれている。３基金を統合することに対しての見解をお聞きしたい。

（全国肉牛事業協同組合）１つにまとめたらどうかとの意見が多い。

（全国農業協同組合中央会）ＪＡグループとしては、生産者と飼料メーカーで積み立てつつ、必要に応じて借入れも行い、しっかりと影響緩和を行っていききたい。基金毎に裁量を持たせるべきとの意見もあり、必ずしも統合すればよいわけではない。

（日本養豚協会）基金団体の一本化は一つの方法かもしれないが、そもそも農家は借金の実態を知らない。農家に現状を周知し、意識を変えなければ、基金を一本化しても状況は変わらない。

【質問】（全日本配合飼料価格畜産安定基金）異常基金は多額の借金を抱えて事実上破綻状態にあり、生産者との契約更新を継続できるか懸念。制度発足以来、財源負担の比率が民間に偏重しており、６割近くを負担している飼料メーカーは耐えがたい状況のため、異常と通常の両基金の一本化によるスリムかつ分かり易い仕組みを提案している。見解をお聞きしたい。

（日本養豚事業協同組合）賛成。複雑な基金のシステムが末端の生産者に理解されていない。

（日本養鶏協会）生産者にわかりやすい仕組みが必要。スリム化することに賛成。

（全国農業協同組合連合会）補填の交付に感謝の声を頂いている。仮に借入をしなかった場合、令和４年度第２四半期以降は約２千円の補填となった。それで畜産経営が継続できたかどうか疑問。借入金返済に積立金の２割程度を回し、残りは補填財源に充てることができ、無理はない。借入れを絞ると補填が出ずに廃業が増え、むしろ借金が返せなくなるかもしれない。今回はやむなく借り入れたが、日頃から極力積み立て、財源を作っておくことが重要。

（日本養豚協会）全農の話はわかるが、それは全農が金融機関をもっているから。商系は計画書を作って金融機関から借金をしている。全農は補填や積立の話の前に生産者にしっかりと営農指導してほしい。

（全国農業協同組合連合会）全農は、金融の指導体制を有するとともに、生産性の向上の指導も行っている。基金の積立をしなかった時期や無事戻しをしていた時期もあったので、そういうことを止めて、日頃からたくさん積んで備えておき、借入れは最後の手段というのが我々の考え。

【質問】（全国畜産配合飼料価格安定基金）畜種別に補填金を交付することに対する見解を聞きたい。

（全国農業協同組合中央会）全畜種一律という意味で現行の補填単価は公平だが、補填単価を分けると支援の公平性に納得感が得られるか懸念。制度の影響緩和の効果は速やかに発揮されるべきであり、算定は可能な限りシンプルであるべき。現行制度の全畜種一律の単価が明確。

（全国肉牛事業協同組合）畜種によって資金の回転が違い、肉用牛でも肥育と繁殖で違う。一律の補填はどうかと思う。

【質問】（全日本配合飼料価格畜産安定基金）今の制度には借金を回避する仕組みがない。借金しない又は少額で済むよう、補填に上限を設けることや、分割補填の実施、財源の範囲内での払い切りなどを制度の中に措置することについて、ご見解をお聞きしたい。

（日本養豚事業協同組合）制度の算定は過去1年との比較のはずが、緊急補填が創設されて過去2.5年との比較になるなど、ルールを変えれば補填は出続ける。効率化を頑張り生産性を上げた者は多額の国税を払っている中、基金の借入による無理な補填発動によって営業外収入が増え、納税額が増えた一方、基金による簿外債務が発生した。全日基の提案に賛成。補填にブレーキが利く形にすべき。

（全国農業協同組合中央会）借入によるものも含め、今回の高騰における補填の発動で生産者は危機を乗り越えた。生産現場からは継続的に補填される制度に拡充してほしいと言われている。

（3）意見交換（生産者団体から基金団体に対して質問）

【質問】（中央畜産会）複合経営などもある中で、畜種別に管理した場合、事務コストの上昇につながり、逆に生産者の負担増にならないか。

（事務局より、畜種別管理・個人別管理の運用が可能かどうか、基金団体に回答を依頼。）

（全国配合飼料供給安定基金）財源管理も畜種別とする複雑な仕組みの構築が必要。どの畜種も同じ積立金で同じ補填単価という現行制度が簡明で公平と考える。農協は基金に係る事務手数料を徴収していない中、迅速に補填金を払うためには、事務負担をできるだけ軽減することが必要。個人管理については保険制度の運用に近いので、更にコストや運営経費が増高する。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）畜種別管理は不可能ではないと考えるが、積立単価や交付額など、具体的な検討は必要。個人別管理について、基金の財源状況などの公表は可能であるが、個人別の財源等の管理は不可能。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）畜種別管理について、積立金、補填金の額を一組織で決定するのは大変難しい。個別管理するなら畜種別の団体が責任を持って対応すべき。3基金の統合について、各都道府県の基金協会と農協を一緒にするのは難しいが、まずは在京の3団体が合併すれば事務コストを低減でき、団体間の違いによる生産者への影響を解消できるため、団体統合は必要。

（中央酪農会議）畜種間にこれほど差があると認識していなかった。酪農は疲弊している。制度だけでどこまで対応できるか。円安下、食料安保の観点からも畜産経営を支えてほしい。

（全国肉牛事業協同組合）今回の飼料高騰は円安が発端。為替で黒字を計上する企業もある中、基金の積立ては国がやるべき。

（中央畜産会）円安の影響は大きいですが、天候不順による作柄の変化やウクライナ情勢の影響もあり、すべて国によるものという話ではない。制度の目的は激変緩和。あまりに「国で支援」と言うと、価格形成や消費者の理解醸成が進まない。

【質問】（中央畜産会）基金団体に、今ある借金の返済と今後の借金について、ご見解をお聞きたい。

（全国配合飼料供給安定基金）来年度から積立単価を上げて5年程度で返す予定。借入したのは、平時の積立が不足していたとも言えるので、平時に十分に積んで、借入を抑制できるようにしたい。生産者団体の積立金は様々な事業財源の中から総合的に支出していく。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）他基金と同様に、通常基金の借入金返済は5年程度、異常基金は10年程度を予定。令和6年度の積立金は2,400円/トンであり、そのうちの一部を借入金返済に向け、通常基金財源を確保していく。今後、絶対に借入れは行わない姿勢ではないが、3基金とも規定において「補填額の限度は前年度の繰越財源と当年度の積立財源の合計額」と定めている。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）今後の契約数量が減ると積立金単価は高くなる。今後の補填発動の状況にもよるが、借金を出来るだけ早く減らし、積立単価を引き下げる必要。異常補填基金の積立金は令和13年まで飼料メーカーが負うため、大きな負担。負担が上げれば配合飼料価格に反映せざるを得ないため、借金をせずに積立金を上げないことが持続性の観点から重要。

（全国配合飼料供給安定基金）借入は現行制度でも強制されていない。補填金の単価は、上限として規定されているだけで、借入してまで満額補填をするべきでないと理事会が判断すれば、借金の必要はない。緊急補填も同様。借入は配合飼料価格の激変緩和という制度の目的を果たすために必要という考えに基づき行っている。全農基金の1契約者あたりの契約数量は全日基の半分以下であり、契約対象者は中小規模の生産者が中心となっていることもご理解いただきたい。今回の借入は、過去の借入を返済した経験も踏まえての判断である。

（日本養豚事業協同組合）飼料メーカーがどこまで身を削って農家に安い飼料を供給できるかである。それができないメーカーは業界から消えていくだろう。価格競争しつつ、補填も出るのが正しい姿。

（日本養豚協会）3月の決算を見ると飼料メーカーには利益が出ており、それで税金を払うくらいなら先に借金を返せるのではないか。3基金を統合してコストは下げる気持ちがなくて今のままなら、各基金が別々に稼働したらとの感じもした。農家のことをもっと考えてほしい。みんなで農家を支えるという視点が欠如していないか。飼料工場も長く建て替えられていない。

（全国農業協同組合連合会）制度は激変緩和措置であり、経営全体を見たセーフティネットではない。マルキンと統合してはとの意見もあるが、マルキンは飼料価格が上がっても畜産物の価格が高ければ補填は出なくなるので、現在の制度とは性質が異なる上、補填金の交付に時間がかかる。我々は引き続き、（直近1年間の平均と比べて上昇した分の）満額が交付される制度を運用していきたい。

以上